

糖尿病性腎症等重症化予防事業業務仕様書

この仕様書は、糖尿病性腎症等重症化予防事業業務の実施について、必要な仕様を定める。

1 業務委託の概要

和歌山市（以下「甲」という。）の和歌山市国民健康保険被保険者の特定健康診査（以下「特定健診」という。）データ及びレセプトデータ（以下「業務データ」という。）を活用し、糖尿病及び糖尿病性腎症等の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対して、受診勧奨及び糖尿病性腎症重症化予防指導を行う「糖尿病性腎症等重症化予防事業」を専門性を有する事業者（以下「乙」という。）に委託し実施することで、腎不全及び人工透析への移行を防止する。

2 業務履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 業務の実施場所

乙の事務所ほか

4 業務内容

（1）本事業における提供内容は以下のとおりとする。

ア 事業プログラムの作成

乙は甲と協議の上、受診勧奨及び指導の事業実施について事業の全体像を記したプログラム（以下、「事業プログラム」という。）を作成する。事業に際し、糖尿病性腎症重症化予防プログラム（日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省 令和6年3月28日改定）及び和歌山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（和歌山県 令和6年11月改定）を参考に、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（以下、「標準的プログラム」という。）を十分留意することとし、事業プログラムは糖尿病の重症化予防に効果のある内容とすること。

なお、事業プログラムを実施するにあたり使用する資料、教材及び機材は事前に提出の上、内容及び使用方法等について甲と調整することとする。

イ 受診勧奨

特定健診の結果、治療が必要にもかかわらず未治療または治療中断中である者、又レセプトデータにおいて治療中断者を抽出し、適切に医療を受けるように受診勧奨通知を送付し、数日後電話等にて治療の必要性について説明し受診勧奨を行う。

ウ 糖尿病性腎症重症化予防指導（以下、「指導」という。）

指導対象者自身が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的・効果的に行うことが出来る個別の支援計画を提供するとともに指導対象者に対して服薬管理、食事療法、運動療法等の当該指導期間の生活習慣全般に係るマネジメントを行う。

エ 報告書の作成

受診勧奨開始及び指導により報告書を作成する。報告書の様式及び提出時期は事業プログラムにて甲と協議の上定めることとする。また、報告を要する事案が発生した場合には、隨時当該事案について報告書を提出する。

(2) 評価

本事業の実施による効果分析を行うため、受診勧奨及び指導実施の評価を行い、評価結果を甲へ提出する。評価は受診勧奨及び指導で分け、対象者ごとに行うこととする。

(3) 本事業の詳細は、「別紙1 受診勧奨」、「別紙2 糖尿病性腎症重症化予防指導」のとおりとし、予定数量は「別紙3 本事業の詳細」に定めるものとする。ただし、数量については概算数量とする。

(4) 本事業に係る対象者の自己負担額は無料とする。乙は本事業に係る必要経費を全て委託料に含めることとする。

5 納品物の確認

乙は、以下に定める納品物を甲へ納品する。様式はすべて甲と協議の上決定することとする。

(1) 実施連絡票

本事業の実施にあたり連絡票を作成する。対象者へ受診勧奨（案内文書の送付、架電及び面談等）及び指導を行った場合にその翌月に甲へ実施内容を報告することとする。（受診勧奨及び指導で分けて報告すること。）

(2) 事業評価

対象者への本事業終了後に事業評価を行う。対象者個人について当該対象者の終了月の翌月に提出することとする。

(3) 中断連絡票

指導において対象者が中断する場合、中断の理由等を速やかに甲へ報告する。

(4) 事故報告書

事故等が発生した場合は甲へ速やかに報告する。

6 支払方法

支払いは、引き渡し完了分に対して適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7 人員体制

乙は本事業に際し、対象者数に見合った十分な乙と雇用契約を結んだ専門人材（糖尿病の臨床経験、また栄養管理等に携わった現場経験豊富な専門職〔医師・保健師・看護師・管理栄養士〕）を配置すること。また、本事業に従事する全ての者については「標準的なプログラム」を遵守し、十分な教育体制を整えること。なお、重症化予防事業に携わる看護職（保健師・看護師）は循環器系もしくは糖尿病系の臨床現場経験3年以上とする。

8 個人情報の取り扱い

乙は、別記「個人情報取扱特記事項」のとおり、取り扱うこととする。業務上知り得た事項について、ほかに漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供および利用させてはならない。

9 データ及び記録の保管管理

(1) 支給品及び貸与品（入力帳票、データ等含む）

本事業のデータ媒体については甲乙協議の上、決定することとする。データのファイル形式は以下のとおりである。

ア レセプトデータ 医科・調剤・DPCデータ CSV

イ 特定健診結果データ CSV

ウ 被保険者資格データ CSV

エ 外字ファイル (Unicode UTF-16) 和歌山市外字データを提供

(2) 管理責任体制等

ア データの保護、機密保護等に関する整備がなされていること。

イ 管理責任体制が確保されていること。

(3) データ管理

ア プログラム、磁気テープ、入力帳票等の管理について厳重な管理体制がとられていること。

イ データ等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が設けられていること。

ウ データ等の適切な管理を行うための必要な対策が取られていること。

エ 情報管理体制の報告等を行うこと。

(4) 廃棄の指示

本事業に関連する全ての情報の記録等の廃棄については、甲の指示に従わなければならない。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

10 その他

(1) 乙は、雇用契約を結んだ専門人材（医師・保健師・看護師・管理栄養士）の資格を証明できるもの（免許証の写し等）について、契約時に速やかに甲に提出すること。

(2) データの提供に当たっては、原則として、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて提供するものとする。LGWANの運用ができない場合は、セキュリティ便等によりデータの授受を行う。

(3) 業務データの受け渡しに係る費用については、全て乙の負担とする。

(4) 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、和歌山市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

(5) 入札後、乙は重症化予防指導の内訳について、契約締結前に甲に提出すること。

(6) 乙はこの仕様書に基づき、甲の指示に従うこと。

11 受託者の資格要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができるこ。

12 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。締切日は入札日（入札日は含まない）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号)に規定する休日になる場合はその前日とする。)の17時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙両者が協議の上定めるものとする。

「受診勧奨」の詳細

1 対象者の抽出

乙は、甲から提供されたレセプトデータ（令和7年度）及び特定健診結果データ（令和6年・令和7年）、被保険者データより（1）、（2）の条件に当てはまる対象者を抽出し、対象者名簿を作成する。ただし、（3）の条件に当てはまる場合、甲と協議の上決定する。

（1）特定健診の結果ア、イ、ウに該当し、かつ医療未受診者

ア HbA1c 6.5%以上かつ尿蛋白（+）以上

またはHbA1c 6.5%以上かつeGFR 45ml/min/1.73m²未満

またはHbA1c 6.5%以上かつ健診2年分の結果よりeGFR 45ml/min/1.73m²以上でeGFR 60ml/min/1.73m²未満のうち年間5ml/min/1.73m²以上低下している者

※ただし、HbA1c 6.5%以上かつ健診2年分の結果よりeGFR 45ml/min/1.73m²以上でeGFR 60ml/min/1.73m²未満のうち年間5ml/min/1.73m²以上低下している者は、状況により受診勧奨から外す場合もある。

イ 健診2年分の結果よりeGFRが1年間で20%以上低下している者

ウ HbA1c 6.5%未満かつ尿蛋白（+）以上

またはHbA1c 6.5%未満かつeGFR 45ml/min/1.73m²未満

（2）糖尿病治療中断者

健診受診の有無にかかわらず、レセプトデータにて服薬またはインスリン等薬物療法を行っていない者で6か月以上の医療未受診者

（3）受診勧奨が適切でないと判断される者

ア 受診勧奨実施時に和歌山市国保の被保険者資格を喪失している者

イ がん治療を受けている者

ウ 重度の合併症を有する者

エ 認知機能障害や精神疾患を有する者

オ その他、受診勧奨の実施が適当でないと思われる者

2 受診勧奨の実施

（1）乙は受診勧奨通知を作成する。

通知及び対象者へ提供する教材等の内容については甲と協議の上決定すること。

（2）乙は受診勧奨通知を対象者に送付する。

（3）受診勧奨通知を送付した対象者に、発送日より数日後に電話にて受診状況の確認を行い、未受診者には受診勧奨を実施する。不通の場合、曜日と時間を見て3回以上架電する。

（4）（3）の受診勧奨実施後においても受診確認がとれない対象者には、甲と協議の上、再度乙が電話にて受診勧奨を実施する。不通の場合、曜日と時間を見て3回以上架電する。

（5）必要な備品、消耗品等の経費は乙が委託料に計上した費用から負担すること。

3 報告及び評価

（1）受診勧奨結果について、乙は実施状況および受診状況について甲に報告する。報告内容の詳細につ

いては、甲と協議の上決定する。

- (2) 受診勧奨実施後、乙は半年分のレセプトデータにおいて受診の確認を行い、評価を実施し、甲に提出する。

4 その他

- (1) 対象者からの苦情や意見等は、適宜甲へ報告すること。
- (2) 事故等が発生した場合は、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 対象者へ送付する案内や教材については、必ず事前に甲の了解を得ること。
- (4) 実施の詳細については、あらかじめ甲と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず甲の指示を受けて実施すること。
- (5) その他留意事項については「標準的プログラム」を遵守すること。

「糖尿病性腎症重症化予防指導」の詳細

1 対象者の抽出

乙は、甲から提供されたレセプトデータ（令和7年度）及び特定健診結果データ（令和7年度）、被保険者データより（1）の条件に当てはまる対象者を抽出し、対象者名簿を作成する。ただし、（2）の条件に当てはまる場合、甲と協議の上決定する。

(1) 糖尿病性腎症分類における次の条件の者をいずれも抽出

- ① III期、IV期と思われる者
- ② II期と思われる者

(2) 対象者から除く者

- ① 1型糖尿病である者
- ② 現に特定保健指導を受けている者
- ③ 指導の開始時に和歌山市国保の被保険者資格を喪失している者
- ただし、指導開始後に和歌山市国保の被保険者資格を喪失した者に係る指導の中止については、甲と協議の上決定する。
- ④ 腎臓移植を受けた者
- ⑤ がん治療を受けている者
- ⑥ 重度の合併症を有する者
- ⑦ 認知機能障害のある者
- ⑧ 不安神経症、うつ病、神経症、心身症その他ニコチン中毒症以外の精神疾患有する者
- ⑨ 生活習慣病管理料、糖尿病透析予防管理料の算定対象となっている者
- ⑩ 指導の実施に問題があると主治医が判断した者
- ⑪ その他甲において、指導の実施が適当でないと認める者、又は甲との協議により指導の実施が適当でないと決定した者

2 指導参加募集の実施

乙は、対象者名簿に基づいて指導への参加募集を行う。募集の途中で、治療中断者や未受診者であることが判明した場合は、速やかに甲へ報告し指示を仰ぐ。（治療中断者や未受診者の場合は、甲の指示に基づき別紙1「受診勧奨」を行うこととする。）

(1) 乙は参加募集通知を作成する。

通知及び対象者へ提供する教材等の内容については甲と協議の上決定すること。

(2) 乙は参加募集通知を対象者に送付する。

(3) 参加募集通知を送付した対象者に、発送日より数日後に電話にて詳しい内容説明を実施し、参加勧奨を実施する。

(4) 必要な備品、消耗品等の経費は乙が委託料に計上した費用から負担すること。

3 参加者に対して、案内及びスケジュール等の説明実施

参加の同意が得られた対象者に対して、具体的な内容やスケジュール等の説明を行うとともに、必要書類の準備や主治医との連携を行い、実施に向けての調整をする。

4 指導の実施

- (1) 糖尿病性腎症分類Ⅲ期、Ⅳ期と思われる者の指導実施期間は6か月、Ⅱ期と思われる者は5か月とし、原則同一の指導者で実施する。
- (2) 実施回数はⅢ期、Ⅳ期は面談2回電話10回、Ⅱ期は面談2回電話6回とするが、対象者への指導を通じて対象者および実施者が必要と判断した時には実施回数を増やすことができる。
- (3) 主治医と連携指示に基づき連携を取りながら実施し、実施後はその結果を主治医に報告する。
- (4) 指導の内容は、概ね次の内容を含むものとし、各対象者個別の支援計画を立てて実施する。
 - ア 食事指導および生活指導
 - イ 服薬指導
 - ウ 血糖管理
 - エ ストレスマネジメント
 - オ フットケア
 - カ 定期受診指導
- (5) 指導にあたっては、PHR (Personal Health Record) を活用すること。
- (6) 指導用の教材（テキスト、自己管理手帳など）は乙が製作すること。
- (7) 面談指導の日程調整については、予め甲と協議の上乙が行うものとする。
- (8) 脱落する者がないよう創意工夫すること。
- (9) 指導を途中で断念する対象者へのアプローチについて、手法の検討及び指導の実施を甲と協議するとともに、指導中断者への情報提供のあり方やアプローチ方法について分析・検討を行う。

5 報告及び評価

- (1) 乙は指導対象者の主治医及び甲に対し、指導対象者の指導内容に関する報告書を、指導月の翌月に提出する。
- (2) 指導の状況及び結果報告書としてまとめ、業務開始から3か月ごと（中間及び終了時）に報告を行う。なお、中間と終了時の報告方法は紙媒体及び電子媒体によるものとする。
- (3) 乙は指導対象者から苦情を受けた場合又は事故が発生したときは、速やかに甲に報告するとともに、その記録を提出する。
- (4) 乙は所定の指導が終了したときは、甲に対して最終事業報告書を提出し、業務の実施状況及び検証の結果を乙に報告するものとする。
- (5) 業務の検証は指導対象者ごとに行う。
- (6) 指導中に対象者が中断する場合、中断の理由を速やかに甲に報告し、甲の指示を仰ぐ。
- (7) 最終事業報告書の様式及び具体的内容については甲と協議の上、決定する。
- (8) 最終事業報告書を本件事業の成果物とする。

6 その他

- (1) 対象者からの苦情や意見等は、適宜甲へ報告すること。
- (2) 事故等が発生した場合は、速やかに甲へ報告すること。
- (3) 対象者へ送付する案内や教材については、必ず事前に甲の了解を得ること。
- (4) 実施の詳細については、あらかじめ甲と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず甲の指示を受けて実施すること。
- (5) その他留意事項については「標準的プログラム」を遵守すること。

「本事業の詳細」

1 使用データ

(1) 健診データ 2年分（令和6年・令和7年度）

約24,000件／年

(2) レセプトデータ事業開始前1年分（対象者抽出）および受診勧奨後半年分（評価）

約155万件／年

2 業務量等

	内容	予定数量
共通	(1) データ処理等業務	
	レセプトデータ処理（対象者抽出用）	一式
	特定健診データ処理	一式
受診勧奨	(2) 受診勧奨通知の作成及び発送業務	
	受診勧奨対象者リスト	一式
	通知書デザイン	一式
	印刷費（宛名印字費用含む）	約200件
	発送費（対象者へ）	約200件
	(3) 受診勧奨電話業務	
	受診勧奨電話	約200件
	受診勧奨状況まとめ	一式
	レセプトデータ処理（受療勧奨効果測定用）	一式
	受療勧奨効果測定結果	一式
	(4) 指導参加募集通知の作成及び発送業務	
保健指導	糖尿病性腎症重症化予防：対象者リスト	一式
	重症化予防指導参加勧奨（文書）	約400件
	(5) 指導参加勧奨電話業務	
	重症化予防指導参加勧奨（電話）	約400件
	(6) 指導業務	
	重症化予防指導【面談2回、電話10回】	約12人
	重症化予防指導【面談2回、電話6回】	約3人
	重症化予防指導完了報告書（中間報告含む）	一式

※ 上記の（2）から（6）の数値は、予定数量であるため発注件数を保証するものではない。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、糖尿病性腎症等重症化予防事業業務について次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は糖尿病性腎症等重症化予防事業（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し乙は別紙仕様書に基づきこれを受託するものとする。

2 前項の規定による仕様書を明記されていない事項については、甲乙両者が協議して定める。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、別紙内訳書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない理由により契約期間内に委託業務を完了できないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中に委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

(4) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

- 第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。
- （暴力団等排除に係る解除）
- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の不完全履行責任)

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(目的外使用の禁止)

第23条 乙は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持ち出しの禁止)

第24条 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第25条 乙は、委託業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写複製してはならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合はこの限りではない。

2 前項の但し書きに基づき作成された複写複製物の管理については、第21条を準用する。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別紙（第4条関係）

内訳書

内容	数量	金額 (消費税及び地方 消費税分を含む)
データ処理等業務		
レセプトデータ処理（対象者抽出用）	一式	円
特定健診データ処理	一式	円
受診勧奨		
受診勧奨対象者リスト	一式	円
通知書デザイン	一式	円
印刷費（宛名印字費用含む）	1通につき	円
発送費（対象者へ）	1通	円
受診勧奨電話	1人につき	円
受診勧奨状況まとめ	一式	円
レセプトデータ処理（受療勧奨効果測定用）	一式	円
受療勧奨効果測定結果	一式	円
保健指導		
糖尿病性腎症重症化予防：対象者リスト	一式	円
重症化予防指導参加勧奨（文書）	1人につき	円
重症化予防指導参加勧奨（電話）	1人につき	円
重症化予防指導【面談2回、電話10回】※	1人につき	円
重症化予防指導【面談2回、電話6回】※	1人につき	円
重症化予防指導完了報告書（中間報告含む）	一式	円
重症化予防指導（内訳）		
指導開始前辞退	1人につき	円
面談	1回	円
電話 1か月目・2か月目	1回	円
電話 3か月目以降	1回	円

※ただし、中断等完了しなかった場合については、重症化予防指導内訳に応じて支払うものとする。

別記（第21条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（従事者等の明確化）

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（適正な管理）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

（教育の義務）

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

（秘密の保持）

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（受託目的以外の利用等の禁止）

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち

出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。